

改正概要説明書

国名： オーストリア

法令名： 特許法

改正情報： 2014年1月1日施行

改正概要：

1. オーストリア特許庁において、特許付与・異議申立・放棄・調査報告書及び鑑定書の提供等に関する手続は「技術部」が担当し(第60条(3)1)、技術部及び無効部の権限に属さない範囲の出願から生じる権利の譲渡やそれ以外の法的処分等については「法律部」が担当する(第60条(3)2)。

2. Federal Law Gazette I 2013/126による法改正前においては、「技術部」・「法律部」が行った決定に対しては審判請求をすることができ(旧第70条(1))、「審判部」が審判請求に係る手続を担当し(旧第60条(3)3)、「無効部」が特許取消・無効等を求める申請に係る手続を担当するとしていた(旧第60条(3)4)。また、「審判部」・「無効部」の決定に対しては「特許商標最高審判所」に上訴することができると規定されていた(旧第70条(2)(3))。

今回のFederal Law Gazette I 2013/126による法改正により、「審判部」及び「特許商標最高審判所」が廃止され、このため特許法の条文全体にわたって「特許庁又は特許商標最高審判所」が「特許庁」に変更され、「審判部及び無効部」が「無効部」に変更された。また、「技術部」・「法律部」・「審判部」・「無効部」・「特許商標最高審判所」に関する不服申立を定めた旧第70条～第75条の規定が削除された。

改正後においては、「技術部」・「法律部」によって下された決定の法律に関する不服申立をウイーン控訴裁判所に対して行い争うことができるように規定された(第138条(1))。また、特許庁無効部による最終決定も、ウイーン控訴裁判所に上訴することができるように規定された(第141条(1))。

3. 無効部の合議体を構成する技術職職員(第37条(5))、無効部の決定方法(第63条(1)(2))、異議申立の口頭審理の手続(第103条(5))、特許紛争の申請及び口頭審理の手続(第115条(3)(4)、第119条(1))、調書(第125条(1))等が規定された。

4. 「審判部」及び「特許商標最高審判所」が廃止されたことに伴う経過規定を第176b条に定めた。

改正内容：

・全体で

「特許庁又は特許商標最高審判所」が「特許庁」に変更された。

「審判部及び無効部」が「無効部」に変更された。

・第21条

(4)において、EEA加盟国の要件が追加された。

・ **第 37 条**

(5)において，技術職職員の要件が変更された。

・ **第 60 条**

(3)3 が削除された。

・ **第 62 条**

(8)が追加された。

・ **第 63 条**

最終決定の方法が変更された。

・ **第 70 条 - 第 75 条**

削除された。

・ **第 103 条**

(5)において，口頭審理の方法が変更された。

・ **第 115 条**

(3)及び(4)において，準用法が明記された。

・ **第 119 条**

(1)において，口頭審理の方法が変更された。

・ **第 125 条**

(1)において，調書に関して明確化された。

・ **第 127 条**

(4)において，ウイーン高等裁判所が追加された。

・ **第 130 条**

(2)において，不服申立に関し明確化された。

・ **第 138 条 - 第 145 条**

不服申立及び上訴に関し明確化された。

・ **第 145a 条 - 第 145 b 条**

削除された。

・ **第 146 条**

新設条文である。

・第157条

(1)5において、「再上訴及びそれへの反論」が追加された。

・第162条

(1)において、合議体に関し明確化された。

・第176b条

新設条文である。

・第178a条

削除された。

・第179条

3.において、「第74条(2)及び(3)(裁判官の任命に関する部分に限る)、及び第126条」が「第126条及び第138bis条から第146条まで」に変更された。